

議第34号 広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について

1 条例を廃止する理由

広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業は、事業計画において、事業施行期間を令和3年度までとしており、平成28年1月以降は、当該事業に係る清算金の分割徴収を行ってきました。

この度、当該清算金が全て納付されたことにより、当該事業が完了したため、条例を廃止するものです。

※ 清算金とは

従前の土地の評価額と換地の評定価額に差がある場合には、その差額を金銭で徴収し、又は交付して清算しますが、この金銭のことを「清算金」といいます。

2 広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業の概要

(1) 施行地区	呉市広古新開7丁目、広古新開8丁目、広古新開9丁目及び広弁天橋町の各一部
(2) 施行面積	約31ヘクタール
(3) 施行期間	平成3年11月から令和4年3月まで



3 施行期日 公布の日